

「知的財産政策に関する意見」の概要

基本的認識

①わが国には、従来より、大企業にはない優れた技術を持つ中小企業が多く存在し、日本の経済成長と国際競争力の源となってきた。中小企業は様々なビジネス形態の中で、自らの成長とともに、日本経済全体の発展に貢献し、わが国の大きな強みとなっている

②こうした中小企業にとって知的財産（知財）は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある

しかしながら…

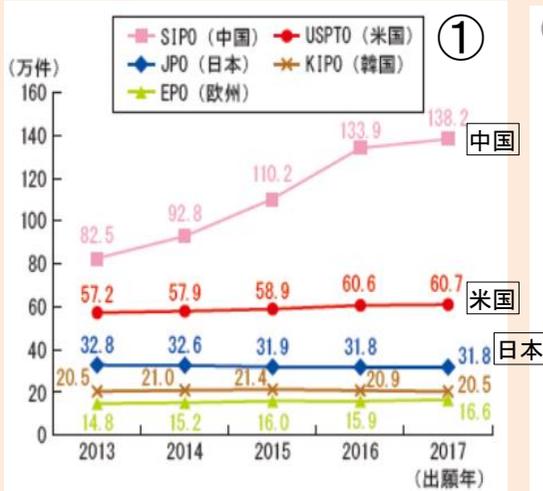
現実には、世界全体の特許出願件数が高い伸び率を示している中（①）、わが国における特許出願件数は漸減傾向にある（②）また、中小企業等の特許出願件数（③）や研究開発費等においても、わが国は米国や中国に大きく水をあけられている状況である（④）

【五大特許庁の特許出願件数の推移】

【日本国特許庁における特許出願構造】

【主要国の中小企業等の特許出願割合】

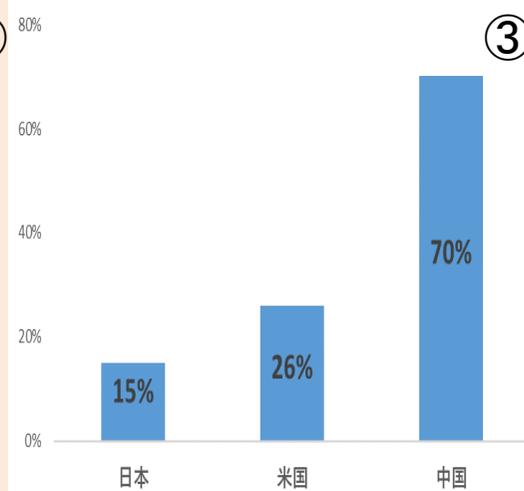
【主要国の研究開発費総額の推移】



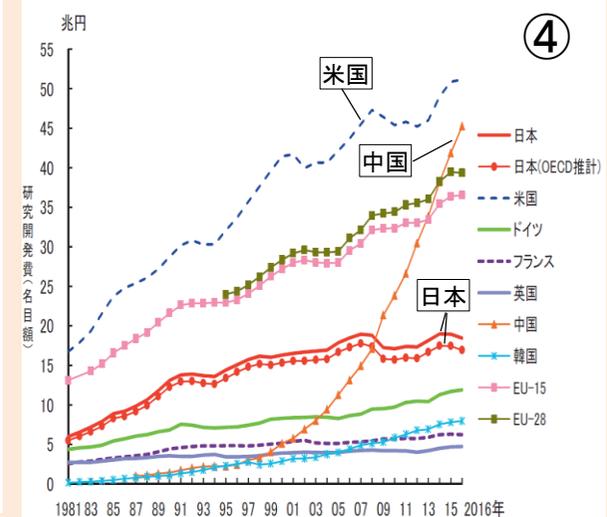
出典 特許行政年次報告書 2018年版



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウント
出典 特許行政年次報告書 2018年版



第11回知的財産分科会 (2018年6月) 資料1をもとに事務局作成



出典 科学技術指標 2018

わが国が直面する課題は中小企業に最も顕著に現れ、その課題解決こそがわが国全体の技術力や競争力の底上げにつながるため、これまでの制度設計を見直す必要がある。したがって、中小企業に一段と焦点を当てた新たな制度設計について、早急に検討を行うことが必要。その一例として、中小企業が今後も知財を活用し、活発なイノベーションにより優れた技術を生み出せるように、知財の価値を適切に評価するための仕組みの再構築が必要。また、地方創生を加速させるためには、地域中小企業の競争力を強化することが最も効果的。中小企業がコンテンツを含め知財を経営に活用し、自らの競争力を高めていく意識を醸成することも重要である

意見項目

- I. 知財紛争処理システムの改革を
- II. 知財金融の活用による知財の事業化の促進を
- III. 中小企業のイノベーションを促進するための支援体制の強化を
- IV. 地域中小企業の競争力強化を
- V. わが国コンテンツ産業の成長加速を

「知的財産政策に関する意見」の概要

意見内容

I. 知財紛争処理システムの改革を

1. 悪質な侵害行為の抑止・損害賠償額の適切な水準への引き上げを

【中小企業からの生の声】

<悪質な侵害について>

- 特許侵害と認識しながら意図的に侵害製品を販売し、その事実が発覚した後、ライセンス交渉をすればよいと開き直られた
- 侵害判明後、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばし、特許を侵害したまま逃げ切ろうとされた
- 資金や人材など、中小企業の経営資源の乏しさを見越して裁判の長期化を図り、訴えを取り下げさせようとした

<損害賠償額について>

- 訴訟に要する費用が、訴訟を通じて得られる損害賠償額を上回る可能性が高いため、訴訟提起を見送り、泣き寝入りせざるを得ない

特許庁の報告書(2月公表)では、①損害賠償額の算定方式を定める特許法第102条各項の重畳適用を認め、②実施料相当額の算定にあたり、増額につながる考慮要素が分かるように条文を改正する内容。損害賠償額が適切な水準に引き上げられる改正のため前向きに評価。その上で…

- ① 損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るように法定すること
- ② 諸外国を参考に、侵害者の手元に利益が残らないようにするなど、悪質な侵害を防止するための制度等について検討し対応すること

参考 【中小企業は、大企業に比べ損害賠償額の認定率が低い】

原告：大企業
損害賠償認定率
30%

原告：中小企業
損害賠償認定率
8%

出典 知財紛争処理タスクフォース「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告」(2015年4月)

2. 証拠収集手続の更なる強化を

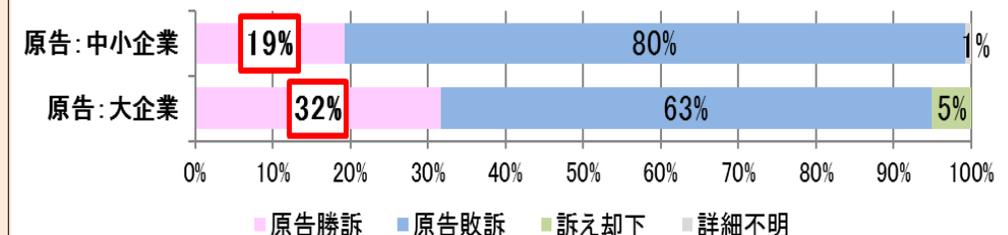
【中小企業からの生の声】

- 侵害の証拠を持っているのは侵害者側であるため、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しい。証拠提出を正しく行わない場合は罰則を設けるなど、改善してほしい
- 侵害を立証するために、材料の使用量、使用方法、仕入先などの情報提示を被告側へ求めたが、企業秘密を理由に十分な情報が提供されなかったため、侵害の立証ができなかった

特許庁の報告書(2月公表)では、既存的手段では収集困難な幅広い情報(製造方法、BtoB製品、ソフトウェアに係る情報)を収集できる新たな証拠収集手続(以下、査証)を導入する内容。証拠収集手続の強化に資することから前向きに評価。その上で…

- ① 中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いの提訴を防ぐために、訴訟提起前にも査証(※次項参照)を導入すること
- ② 侵害の立証に必要な証拠を侵害者に提出させるために、査証に一定程度の強制力を持たせること

参考 【知財訴訟では、中小企業の勝訴率は大企業より低い】

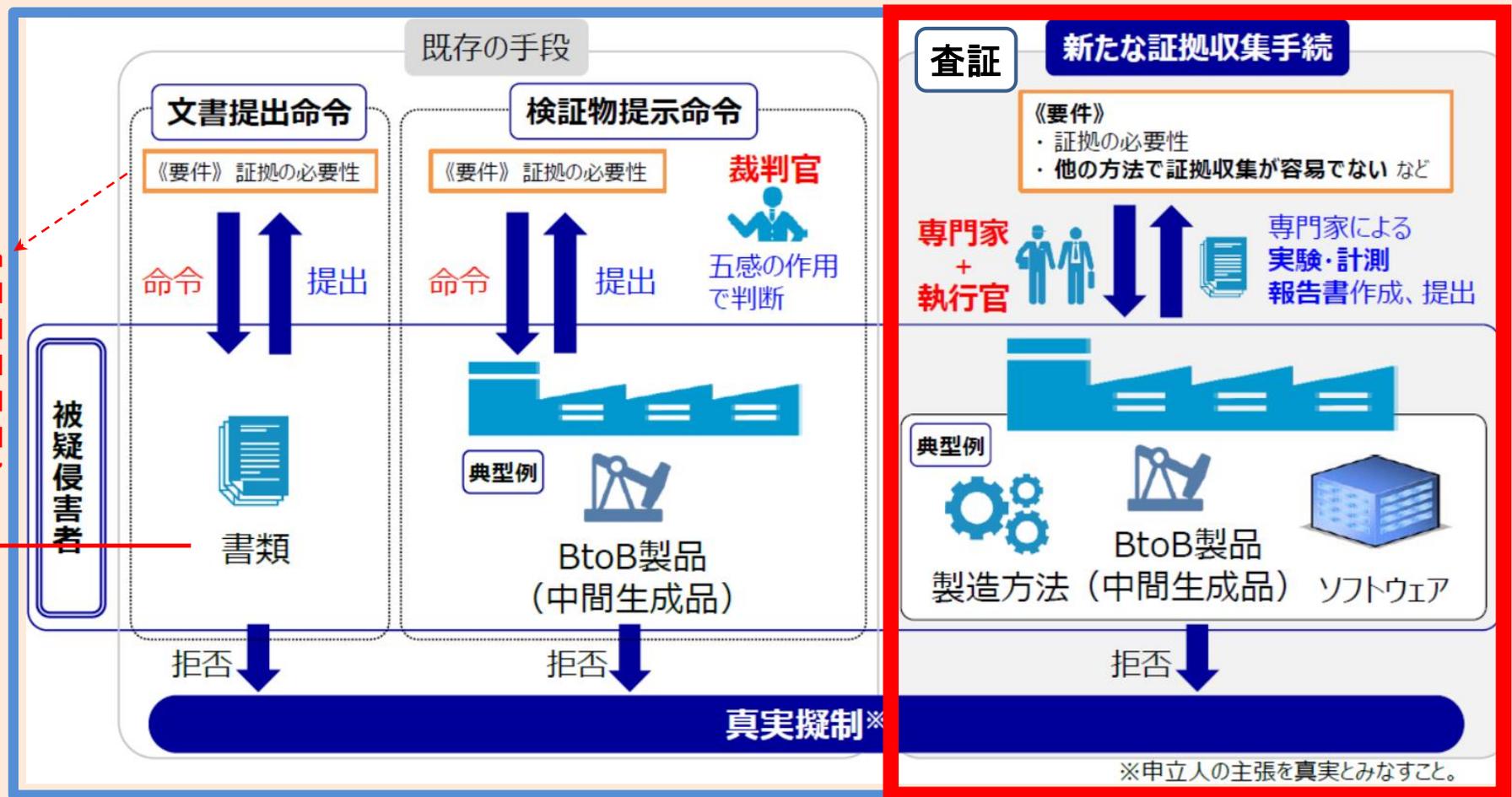


出典 知財紛争処理タスクフォース「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告」(2015年4月)

参考

【新たな証拠収集手続(査証)のイメージ】(訴訟提起後に導入)

- 既存の手段では収集困難な**製造方法、BtoB製品（中間生成品）、ソフトウェア**に係る情報を、現地で収集できるようにする
- 裁判所が指定した**守秘義務のある中立な専門家**(弁護士、研究者等)が立ち入る
- 立ち入りをされる側の**営業秘密の保護**に配慮し、一定の発令要件を設定



意見内容

I. 知財紛争処理システムの改革を 〈続き〉

3. 中小企業が侵害に対抗するための支援を

- ①悪質な侵害について、弁護士費用を敗訴侵害者の負担となるように特段の措置をとることで民法の原則の例外とすべき
- ②知財訴訟における費用負担（弁護士費用や調査費用、損害賠償請求・差止め請求のための手数料等）を補償する保険制度や補助金の創設等を検討すること

4. 知財の不当な吸い上げ、模倣品、海賊版への断固たる取り締まりを

- ①不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること
- ②模倣品等の取り締まりはもとより、その被害を受ける中小企業に対して、外国における侵害の早期発見・警告等といった支援の強化

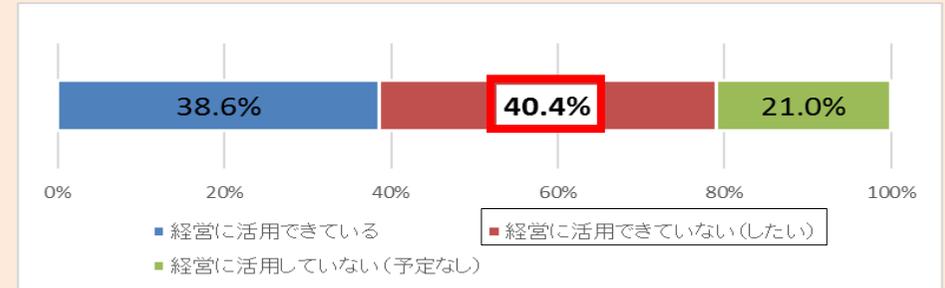
II. 知財金融の活用による知財の事業化の促進を

1. 様々な評価手法を組み合わせた知財金融の促進を

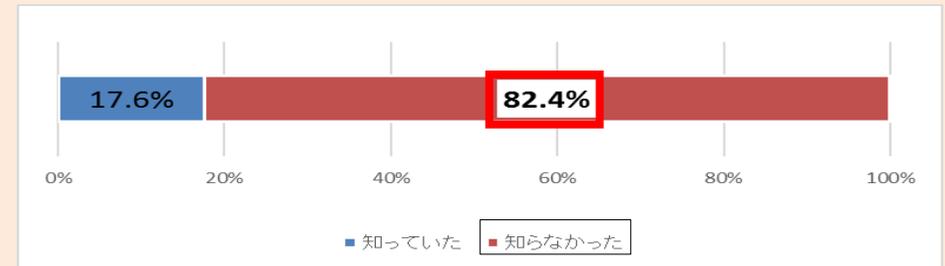
- ①経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を強力に進めること
- ②知財ビジネス評価書作成支援について、実際に融資件数・額を増加させるという観点でも、金融機関の更なる理解を深めること

III. 中小企業のイノベーションを促進するための支援体制の強化を

【知財を経営に活用できていない中小企業が約4割】



【特許料金の一律半減制度を知らなかった中小企業が約8割】



東京商工会議所「中小企業の知的財産についての調査」(製造業)(2018年12月実施)

1. 中小企業の出願をより一層加速させること

- ①中小企業の特許料金の一律半減制度について、分かり易く周知啓発する説明会を継続的に開催すること
- ②審査請求、早期審査等の申請手続きの簡素化を進めること
- ③かんたん願書作成について、インターネット出願全体としての手続きを抜本的に改め、中小企業が活用しやすくすること

意見内容

2. 中小企業の知財取得を支援する体制強化を

- ①経営に知財を活用することによる新規取引先の開拓や取引価格の適正化等といった好事例の普及啓発に一層取り組むこと
- ②外国出願補助金について、公募期間の延長、採択企業数の拡大を行うこと。また、国内外の出願支援補助金について、受付は通年で行い、予算確定後、直ちに利用できるようにすること

3. 税制面等から中小企業の知財取得後押しを

- ①中国の補助制度や税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること

IV. 地域中小企業の競争力強化を

1. 地域の連携による戦略的な知財活用を

- ①国や自治体等の最新の支援策をワンポータルに一括して分かり易く紹介し、中小企業が常に活用できるようにすること
- ②各地の産学連携の起爆剤とするべく、大学や研究機関の特許を中小企業が事業化評価をする間、無償開放し、事業化後に有償契約に移行する制度を整備すること

2. 地域資源を最大限活用し、新たな需要の創出を

- ①地域団体商標の経済効果を上げる追加的措置、地理的表示の成功事例の横展開を

3. 中小企業の経営を支える人材の育成を

- ①デザイン経営について、そのメリットやデザイン経営を実践できる人材の育成方法など、中小企業に分かり易く周知すること
- ②経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること

4. 国際競争力強化に向けた認証の活用促進を

- ①中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担が大きいことから、その取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設すること

V. わが国コンテンツ産業の成長加速を

1. 官民連携による海外市場・新市場の開拓を

- ①新興国等のコンテンツに対する規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること

2. 正規コンテンツの流通を促進し、適切なコンテンツ創作環境の構築を

- ①海賊版と知りながら漫画や小説など静止画をダウンロードする行為や、リーチサイトの取締り強化に向け、法制面・技術面など多様な対策を早急に行うこと
- ②コンテンツ制作現場に適切な利益が還元されるよう取引環境を整備すること